一般質問

６月定例会では７名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いましたが、ここではその一部を掲載しました。詳しくは９月上旬に発行予定の本会議録を図書館などでご覧ください。また、インターネットでもご覧いただけます。

伊東　正博……○観光にかかわる政策課題について
岡田　和則……○安全・安心まちづくりについて
伊藤　玲子……○行財政改革の推進について○教育行政の諸問題について
小田嶋敏浩……○地震災害対策について
三輪裕美子……○子どもの権利○地域コミュニティを生かした少子高齢化対策○移動サービス
吉岡　和江……○市長の政治姿勢を問う《①骨太の方針等に関連して（年金、三位一体等）②市民のくらし・福祉の充実について》
髙橋　浩司……○鎌倉市の財政状況について○行財政改革と債務縮減について

一般質問の紙面が変わります

一般質問の紙面については、平成14年８月１日号（第178号）から、一般質問を行った議員本人が質問・答弁をまとめ、それぞれの氏名を掲載する形式に改めました。

その後、議会広報委員会において、今後の議会広報のあり方を検討する中で、一般質問の紙面については、それぞれの議会からいくつかの事項を取り上げ、それを編集して紙面とする、事項別形式に改めることとしました。なお、これに伴い、議員の氏名は掲載しないことになります。

ご理解をいただきますようお願いいたします。

子どもの権利は、今
オンブズパーソン制度の導入を要望

平成元年に国連総会で「児童の権利に関する条約」（以下、条約）が採択され、平成六年には日本も批准しました。この条約では、子どもがいかなる差別も受けることなく、権利が守られるよう、あらゆる措置をとることがうたわれています。しかしながら、平成十五年度に全国の児童相談所で扱った児童虐待に関する相談件数が二万六千五百七十三件に上り、過去最悪であったことが厚生労働省のまとめでわかるなど、児童を取り巻く社会環境は厳しくもあります。

こうした中、今定例会では、次のような質問が行われました。

質問……条約批准後、どのように市民へ周知してきたのか、市の取り組みを聞きたい。

部長…人権啓発の冊子などで啓発してきた。また、今年三月に策定した、かまくら人権施策推進指針の中でも、子どもの権利尊重に向けた市民啓発などに努めるとしている。今後とも、この指針の着実な推進に取り組んでいきたい。

質問…子どもたちと接する教師への研修は実施しているのか。

部長…条約発効直後に、各学校長に条文を配付し、条約の趣旨などを説明した。また、教職員を対象に研修会を実施するなど周知に努めてきた。

質問…条約では暴力、虐待、放任などからの保護が定められている。しかし、乳幼児や小学生への虐待は増える一方だ。本市における実態を聞きたい。

部長…県中央児童相談所が扱った、本市における児童虐待の相談件数は、平成十三年度が十二件、十四年度が八件、十五年度が二十九件と増えている。

質問…児童虐待が増加する中、市としてはどのような取り組みを行っているのか。

部長…平成十二年に県中央児童相談所が主体となり、鎌倉市子育て支援（児童虐待防止等）ネットワークを設置した。そこでは、情報交換や個別の処遇方針の検討などを行っている。また、児童福祉審議会への次の諮問事項は、児童の虐待防止対策と考えている。今後、審議会の意見を聞きながら、関係課と連携して、児童虐待に対する取り組みを行っていきたい。

質問…今年の状況は、昨年より良くなると考えているのか。

部長…社会の関心が高まっていることなどから、今まで潜在的だった事例が顕在化していると考えている。今後も多少の増加傾向を示すのではないかと考えている。

質問…子どもの権利を学ぶことは、虐待の歯止めになると考える。子育て層に対して、子どもの権利を学ぶ機会を提供すべきではないか。

部長…子育て層に対する学ぶ機会の提供は重要と考えている。昨年度は、児童虐待を持つ親を対象に、児童虐待の防止についての講座を二回開催した。今年度も三回実施する予定だ。今後も学ぶ機会を充実し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めていきたい。

質問…子どもの権利を保障するためには、子どもの代理人とも言うべきオンブズパーソン（※文末参照）制度の導入が必要と考えるが、どうか。

部長…今年度、かまくら人権施策推進指針の運用や進ちょく状況などの監視を目的とした、外部の人による委員会を設置する予定だ。そこで、子どもに限らず、人権に関するオンブズパーソン的な制度について研究していきたい。

※オンブズパーソン…いじめや虐待、人権侵害などの相談を受け、必要に応じて助言、調査、勧告などを行い、子どもの権利回復を図る活動をする人のこと。

安全で安心のまちへ
今後の取り組みをただす

本市では今年四月、昨今の犯罪の多発に対し、警察・自治町内会・市民・事業所及び行政の連携の下、安全で安心して暮らせるまちづくりのための企画・調整及び実施を目的とした「安全・安心まちづくり推進担当」を設置しました。

今定例会では、今後の取り組みについて、次のような質問が行われました。

質問…今年四月に設置された安全・安心まちづくり推進担当は、今後どのような考えで施策を展開しようとしているのか、また、どのように他の組織と連携し、犯罪抑止に向けて活動していくのか聞きたい。

部長…関係者が防犯に対する連携を強化し、それぞれの役割を担っていくことが犯罪抑止につながると考えている。市として、市民が自らの安全を確保するために行う活動に対する支援、警察からの犯罪に関する情報収集、犯罪などの情報提供、犯罪の生じにくい社会環境整備など、あらゆる観点から取り組んでいきたい。

質問…地域住民が自主的に防犯マップ（※文末参照）づくりに取り組んでいるが、市としてどのようにサポートしていくのか。

部長…防犯マップを作成する上で必要となるデータ及び作成方法などを、警察と連携し、各地域に情報提供するなどの支援体制を整えていきたい。

質問…この防犯マップづくりに、児童・生徒も含めた市民参画で取り組む必要があると考えるが、どうか。

部長…児童・生徒自身が、地域の危険箇所をどのように考えているのか把握することは、重要と考える。今後も児童・生徒の安全を守るためにも、防犯マップづくりなどの取り組みを推進していきたい。

質問…防犯マップづくりと同時に、リアルタイムの情報開示も必要と考えるが、どうか。

部長…現在、設置準備を進めている（仮称）安全・安心まちづくり協議会の中で、警察・市民などとの連絡体制を整備し、情報の共有化を図っていきたい。

質問…情報開示の際は、事件別に犯罪種別をわかりやすく公表すべきだと考えるが、どうか。

部長…警察から提供を受けた地域ごとの犯罪発生種別や件数などを公表することは、地域の防犯意識の啓発に不可欠だ。今後、市のホームページで情報開示していきたいと考える。

質問…ほかの自治体では、独自にパトロールカーを配置し、公共施設を中心に巡回している所もある。市としても、そのような考えはないか。

部長…本市においても、パトロールカーによる防犯パトロールを検討していきたい。

質問…犯罪に素早く対応するために、市の防災無線を使って、広く地域住民に知らせることはできないか。

部長…関係機関との調整を図りながら、活用できるよう検討していきたい。

質問…地域でのあいさつ運動は、犯罪の抑止などに大変役立つと考えるが、今後の取り組みを聞きたい。

部長…犯罪を未然に防止するためには、犯罪の機会を与えないことだ。犯罪者の約半数が住民の声掛けで犯行をあきらめるとのデータがある。市としても、防犯の観点からあいさつ運動を推奨し、全市に広がるよう努めていきたい。

他の自治体で導入されているパトロールカー

質問…安全・安心まちづくり条例を制定し、犯罪の抑止に向けて動いていく必要があると考えるが、どうか。

部長…神奈川県は、本年度中の条例制定に向け取り組んでいる。その動向を踏まえ、市としても条例を制定していきたい。

※防犯マップ…地域における過去の犯罪発生状況などを記入し、それを視覚的に捉えることができるようにした地図のこと。防犯マップをつくることで、犯罪が集中的に発生している箇所（ホットスポット）がわかり、こうした情報を基に、効率的に防犯活動を行うことが可能になるなど、犯罪を未然に防ぐ効果があると言われています。

観光政策を問う
これからの観光とは

市は、新しい魅力を提供する創造型の観光への転換を目指し、鎌倉市観光基本計画（以下、基本計画）を平成八年に策定しました。しかし、観光客数は、二千万人を超えていた平成四年と比べ、昨年は千七百六十八万人に減少しています。

一方、日本人の海外への旅行者数に比べ、日本への外国人旅行者数は三分の一程度との統計があります。このため政府は、平成二十二年には外国人旅行者数を倍増させる、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を目指す観光立国実現に向け、平成十五年四月に観光立国行動計画（以下、行動計画）を策定しました。今定例会では、これらを踏まえ、次のような質問が行われました。

質問…観光立国という考えは、今までの経済優先政策からの大転換だと考えるが、市長の認識を聞きたい。

市長…観光を新たな基幹産業の一つと位置付けようとしているものと理解している。全国平均に比べ、少子高齢化が進んでいる本市でも、観光産業の発展は鎌倉の活性化につながると考えている。

質問…観光立国実現に向けた戦略課題で、日本の魅力を再認識する必要があると指摘している。本市の場合はどうか。

部長…日本の魅力を再認識することは、まさに本市にも当てはまることだ。過去の武家政治の歴史を持つことを前面に打ち出し、観光を積極的に進めていく必要がある。

質問…本市の観光政策を見ると、今年が策定から九年目となる基本計画がある。基本理念は、観光立国の理念と同じだ。しかし、実行が伴っていない。計画期間を十年としているが、今後どうしようとしているのか。

部長…現在の計画の良い点は残し、国の観光立国の視点も取り入れるなどして、見直し作業に取り組んでいきたい。

質問…少子高齢化を迎え、定住人口だけに依存するのでなく、当然ながら交流人口も経済的な対象に入れないといけない。現在の基本計画でも、観光による経済の活性化を図ると明記してある。行政として、観光は基幹産業との位置付けを明確に持つべきではないか。

部長…今後、人口減少が続いていくと考えれば、観光客という交流人口を有効に活用することは重要であり、観光を今後のまちづくりの基幹産業と捉えていくのではないかと認識している。

質問…観光を基幹産業と位置付け、観光政策を進めていく上で、すべての観光客の動向を把握するための基礎的な数値が必要だ。行動計画でも、平成十五年度から旅行・観光消費動向調査を実施するとしているが、現状を聞きたい。

部長…具体的な統計手法について、国から通知はない。しかし、観光振興を図っていくには、国及び地方が同じ手法で統計的数値を集計していくことは非常に大切であると認識している。今後、国のこの統計に対する動向なども把握しながら検討していきたい。

質問…今後の観光政策に対する市長の考えを聞きたい。

市長…今後の基本計画の見直しの中に、観光を基幹産業の一つと位置付けていく視点を入れていきたい。また、世界遺産登録に向けた課題もある。これを契機に、観光都市鎌倉のブランド力を高めていきたい。

共に生き、支え合う地域づくりに向けて

市では、「共に生き、支え合う地域づくり」を基本理念とした地域福祉計画を策定しました。この計画では、地域福祉推進の「主役」である地域住民の地域での取り組みや、市の支援策がまとめられています。

今定例会では、地域福祉計画が掲げる目標の一つである、地域住民への情報提供や活動する場所の確保などについて、次のような質問が行われました。

質問…送迎や子育て支援などの福祉サービス立ち上げのために、既にサービスを提供している団体の活動内容を紹介し、情報の共有化を進める必要があると考えるが、どうか。

部長…地域の活動事例を、地域の住民に提供していくことは重要と考えている。今後、具体的事例を集めた冊子を作り、情報をオープンにしていくなどの取り組みをしていきたい。

質問…市民が新たに福祉サービスを始めるには、活動拠点の確保が大きな問題となっている。地域の空き家などを市が借り上げる、あるいは家賃補助を行うなどの制度をつくる必要があるのではないか。

部長…場所の確保は重要であり、公共あるいは民間で活用が可能な施設を確保し、情報提供に努めていきたい。

質問…分譲地などの空き家で、市民の福祉活動に役立つなら貸してもらえるという人もいる。このような情報を登録し、活動拠点が必要な市民への貸し出しを支援することができないか。

部長…いくつかの課題があるが、今後他市の状況を調べるなど研究していきたい。

質問…市が、市民活動の業績や活動内容などをコメントした資料を貸主に提供すれば、市民グループの活動拠点確保に有効と考えるが、どうか。

部長…貸したいと思う人に対して、市民グループの情報提供はしていきたい。

質問…市の商店街活性化支援事業として、空き店舗の活用が計画されているが、対象を商店会に限らず、市民にも広げることはできないか。

部長…コミュニティ施設の設置は、商店街の活性化策の一つと考えている。今後先進都市の事例などを踏まえ、利用者の拡大についても十分検討し、取り組んでいきたい。

地域福祉関係者が集まる鎌倉福祉まつり

地震災害対策を問う
耐震補強工事助成を要望

今定例会では、地震災害対策について、次のような質問が行われました。

質問…阪神・淡路大震災で亡くなった方の約八割が、建物の倒壊によるものだ。本市が実施する耐震診断事業の状況を聞きたい。

部長…平成七年度から実施しており、昨年度までに計七百四十四件の受診があった。このうち、危険と診断されたのは、三百八十四件だった。

質問…危険と診断された件数のうち、耐震補強工事を実施した件数は把握しているのか。

部長…平成十一年度の調査では、診断件数の約一割が耐震補強工事をしている。その後は、調査していない。

質問…阪神・淡路大震災のことを考えれば、耐震補強工事を促進する必要がある。横須賀市では独自に助成制度を設けている。本市でも、助成制度を設けるべきではないか。

部長…本市の基本的考え方は、建築物の所有者の責務で行うものと考える。このため、今後も引き続き耐震診断の相談窓口や診断料の補助を行うとともに、公的な融資制度などについてもPRしていきたい。

質問…政府地震調査委員会の試算では、三十年以内に東海地震が発生する確率は八四％とのことだ。市民の生命を守るという、市の責任を果たすべきでないか。

市長…助成制度を設けている市があるとのことなので、助成することで、どれほど耐震補強工事が行われたか調査をさせたい。

質問…耐震補強工事を行うに至らなかった市民の声も聞いてほしいが、どうか。

市長…担当部長に調査を命じたい。

質問…ブロック塀の倒壊による被害も想定される。市として、対策を検討する必要があると考えるが、どうか。

部長…過去に、小学校の通学路を対象に、ブロック塀の実態調査を実施した。その後、追跡調査も実施した。所有者に危険度を知らせるなど、啓発に努めている。全市的な調査については、今後検討していきたい。

質問…早急な対応を要望する。

学習状況調査の結果は
―思考力、表現力に課題

神奈川県では、授業の理解度を把握することを目的として、県内から実施校を抽出し、学習状況調査を実施しています（従来は中学校だけでしたが、平成十五年度から小学校でも実施）。本市では本年二月に、県内で初めて、この調査を全市立小中学校で実施しました。二月定例会では、この調査に対して、賛成、反対それぞれの立場から質問が行われました。

今定例会では、この調査結果について、賛成する立場から、次のような質問が行われました。

質問…学習状況調査の結果を聞きたい。

教育長…今回の結果を見ると、県の正答率を多くの設問で上回っており、市の児童・生徒の学習状況はおおむね良好だったと言える。ただ、思考力、表現力に課題が残っているので、今後指導の充実を図る必要があると考えている。

質問…思考力、表現力が不足しているのは、基礎的学力が身に付いていないからではないかと考える。この基礎的学力をしっかりと理解させるのは、教師の指導力にかかっていると思うが、どうやって高めていくのか。

教育長…研修会などを開催するとともに、各学校での授業研究や校内研究・研修を通じて、教師の指導力の向上を図っていきたい。

質問…思考力、表現力を高めるには、まず読解力が必要と考える。それには、国語教育をしっかりと行うよう望むが、どうか。

教育長…読む力、書く力なども思考力、表現力の基礎となるものだ。今後も基礎・基本の確実な定着を図り、思考力、表現力が高められるよう取り組んでいきたい。

質問…今回の調査結果では、確かに県の正答率を上回っている。しかし、子どもの将来には代えられないということで、塾に行かせるなど、親は必死に対策を講じていると聞く。本来は学校だけで、相応の学力を付けるのが当たり前と考える。塾に行かなくても良いように、ぜひ現場の先生に頑張ってもらいたい。

教育長…今回の調査結果で、日ごろの教師の指導成果が表れていると考える。今後も、個に応じた指導などを工夫し、わかる授業の充実に向けて一層の努力をしていきたい。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を提出することができます。今定例会では、次の意見書を多数の賛成により可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続及び改善を求めることに関する意見書

低迷する経済環境の中、地方公共団体の創意工夫に基づいて、より効果的に事業を実施し、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ることを目的に、平成11年度から13年度までに緊急地域雇用特別交付金が、14年度から16年度までの措置として緊急地域雇用創出特別交付金が、国から県を通して各市町村に交付され、雇用期間や事業内容についての制約が厳しいなどの課題を抱えながらも、一定の雇用創出効果を上げてきたところである。

しかし、長引く経済の低迷を反映して、雇用情勢が好転する状況にはなく、今後も厳しい情勢が続くものと予想される中、この交付金事業は平成17年3月に終了し、政府はその後の対応策について明確な方向を示していない。

よって、政府におかれては、失業者に対する就労対策事業として、次の施策を継続して実施されるよう強く要望する。

1　現在、実施している緊急地域雇用創出特別交付金事業を平成17年度以降も継続して実施すること。

2　継続に当たっては、失業者の就労に役立つよう、実施要綱や運用方法など、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を目的として制定されたものであり、また、日本の次代を担う主権者を育成するという国の責任を果たす立場に立って設けられた制度である。

ところが政府は、現在、三位一体改革の一環として、2006年度までに義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、義務教育費を地方自治体負担にしようとしている。しかしこの改変は、地方自治体の財政力に大きな格差がある現状に照らし、自治体によって教育の質に地域格差を生むという重大な結果を招くこと必至である。特に、過疎に悩む地方を初め財政力の乏しい地方に住む子供たちが、十分な教育を受ける機会を奪われることになりはしないかが強く危惧される。また、学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの除外も、学校教育に否定的影響を及ぼすものであり、許されてはならない。さらにこの改変は、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立という国の行政として持つ責任を放棄するに等しいものであり、我々は、この点からも、義務教育費国庫負担制度の廃止に強く反対するものである。

教育は、子供たちの健やかな成長と日本の将来を明るく切り開く崇高な使命を持っている。我々は、教育のためには最良の条件を整備すべきであり、国はその先頭に立つべきであると考える。ましてや、教育の危機とまで言われている昨今の事情を見るにつけ、この立場に立っての努力が一層強く求められていると言えるのである。

よって政府におかれては、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、最良の教育条件整備に向けて一層努力されるよう強く要望する。